

デイサービスセンター みなくちみんなの家

地域密着型通所介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(甲賀市指定第2571400817号)

◇◆目 次◆◇

1. 事業の目的及び運営方針
2. 当法人の概要について
3. 当事業所の概要について
4. 営業日、営業時間
5. 職員体制について
6. 当センターの設備概要
7. サービス内容について
8. サービス料金について
9. サービス利用方法について
10. 緊急時の対応方法
11. 事故発生時の対応について
12. 虐待防止について
13. ハラスメントの防止について
14. 感染症について
15. 非常災害対策
16. サービス内容に関する相談、苦情について
17. 運営推進会議の設置及び第三者評価について
18. サービスの留意事項に当たって

デイサービスセンター みなくちみんなの家

地域密着型通所介護重要事項説明書

＜ 年 月 日 ＞

1. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

本事業所の地域密着型通所介護事業者は社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(2) 事業の方針

本事業所の地域密着型通所介護事業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 近江ちいろば会

代表者役職・氏名 理事長 森口 茂

所在地・電話番号 滋賀県湖南市菩提寺327-4 電話0748-74-3900

3. デイサービスセンター みなくちみんなの家の概要

(1) 提供できるサービスの概要

名称 デイサービスセンター みなくちみんなの家

所在地 滋賀県甲賀市水口町本丸2-54

介護保険指定番号 2571400817

サービスを提供する地域 甲賀市にお住まいの方

4. 営業日、営業時間

営業日：月曜日～土曜日 8:30～17:30

休業日：日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）

* 基本サービス提供時間 9:00～16:30

5. 職員体制

管理者 1名：事業所の従事者及び業務、職員の管理を一元的に行う。

生活相談員 2名以上：利用申込みにかかる調整、通所介護計画書の作成、相談援助業務

介護職員または看護職員 3名以上：介護従事者は本人に対して必要な介護及び支援を行う。

機能訓練指導員 1名：本人に対して可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。

6. 当センターの設備の概要

定員 10名

設備 食堂兼機能訓練室（41.04㎡）、相談室兼事務室、静養室、
浴室「特殊浴槽（チェアー浴槽、一般浴槽）」、送迎車

7. サービス内容

地域密着型通所介護計画に沿って、送迎、食事、入浴、レクリエーションその他の必要な介護などを行います。

- ① 送 迎 リフト付車両を含む4台の送迎車にておこないます。
- ② 食 事 「食事」は生活の一部として重要であるという認識のもと、
管理栄養士による栄養バランスのとれた昼食を、本人ごとに食べやすい状態で適温にて提供します。
- ③ 健康チェック 体温、血圧、脈拍、体重等を測定し、健康状態をチェックいたします。
- ④ 入 浴 特殊浴槽（チェアー浴槽、一般浴槽）を完備し、体調を考慮し身体状況にあった入浴を提供します。
- ⑤ レクリエーション 菜園やおやつ作りなど、個々の趣向に向わせた、生活レクリエーションを中心に、心身をリラックスさせ、心身の健康の増進につとめます。
- ⑥ 生活相談 在宅介護についてのご相談を生活相談員がうかがいます。

8. サービスの料金について

(1) ご利用者様の利用料金は、「介護保険負担割合証」に応じてのご負担となります。

利用者負担額 ※地域区分の単価（6級地 10.27円）を含んだ金額です。

	介護度	介護報酬額	自己負担分 (介護保険適用時)		
			1割	2割	3割
6時間以上 7時間未満	要介護1	6,963円/回	697円/回	1,393円/回	2,089円/回
	要介護2	8,226円/回	823円/回	1,646円/回	2,468円/回
	要介護3	9,499円/回	950円/回	1,900円/回	2,850円/回
	要介護4	10,773円/回	1,078円/回	2,155円/回	3,232円/回
	要介護5	12,036円/回	1,204円/回	2,408円/回	3,611円/回
7時間以上 8時間未満	要介護1	7,733円/回	774円/回	1,547円/回	2,320円/回
	要介護2	9,140円/回	914円/回	1,828円/回	2,742円/回
	要介護3	10,598円/回	1,060円/回	2,120円/回	3,180円/回
	要介護4	12,036円/回	1,204円/回	2,408円/回	3,611円/回
	要介護5	13,474円/回	1,348円/回	2,695円/回	4,043円/回
若年性認知症利用者受入		616円/回	62円/回	124円/回	185円/回
入浴介助加算(Ⅰ)		410円/回	41円/回	82円/回	123円/回
入浴介助加算(Ⅱ)		564円/回	57円/回	113円/回	170円/回
A D L維持等加算(Ⅰ)		308円/回	31円/回	62円/回	93円/回
A D L維持等加算(Ⅱ)		616円/回	62円/回	124円/回	185円/回
科学的介護推進体制加算		40円/回	41円/回	82円/回	123円/回
送迎減算	片道に付	－482円/回	－49円/回	－97円/回	－145円/回
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス費に各種加算を加えた額に対して 9.2%の加算率を乗じた額				

※当事業所は、介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価において、要件を満たしているため、自己負担分にサービス提供体制強化加算Ⅱが加算されます。

ただし、体制によりサービス提供体制強化加算が変わる可能性があります。

加 算 名	介 護		
□サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1割：23円/回	2割：45円/回	3割：68円/回
☑サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1割：19円/回	2割：37円/回	3割：56円/回
□サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1割：7円/回	2割：13円/回	3割：19円/回

利用料に変更があった場合はご連絡いたします。

【実費】

昼食費 ※おやつ代含む	800円/1食
朝食費	350円/1食

※1 通常のサービス提供地域以外の地域の方は、通常のサービス提供地域を越える地点から、1kmにつき100円の実費が必要となります。

※2 おむつ代、レクリエーション※にかかる材料、費用等は自己負担となります。

(※外出レクリエーション時の入園料等)

おむつ代 尿とりパッド：50円/枚 紙パンツ：150円/枚 紙おむつ：150円/枚

医療備品代 しっぷ・傷保護材・ガーゼの医療備品代：50円/枚

※3 文書料 領収証再発行など 1,000円（1通につき）

（2）キャンセル料の取扱規定

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記の料金を頂きます。

キャンセルされる場合は、必ずご連絡ください。（電話0748-76-3091）

ご利用日の当日朝8時30分までにご連絡がなかった場合

一律、2,000円と食事代800円

（朝食が必要な方は、追加朝食代350円）

但し、本人の当日の心身の健康状態の急な変化による連絡の遅れについては、除外いたします。

1. インフルエンザなどの感染症、発熱等の病気や体調不良の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
2. 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
3. ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

（3）支払方法

毎月15日までに前月分の請求明細書を発行いたしますので、20日に（20日が銀行休業日の場合は翌営業日に）銀行口座自動振替にてお支払いください。

本人が銀行口座自動振替でのお支払いが困難な場合は現金にて支払い、事業者は本人に対して領収書を発行いたします。

（4）サービス提供証明書

（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

9. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

介護予防・通所介護計画を作成し、同意を得て、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず2週間以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

(3) その他

- ・サービスを利用されているときに、入院等で長期の間（概ね一月以上）の休止が見込まれる場合は、退院等により利用を再開される際に、改めて利用日などの見直しをさせていただきます。

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

11. 事故発生時の対応方法

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(1) リスクに関する一般的留意事項について

当事業所では、支援や介護を要する利用者の状態に応じて、転倒等の事故防止のための教育、情報共有、介護技術の向上、環境整備等に努めています。一方、日常生活機能の維持・向上のためには、できるだけ自立して活動を行っていただくような援助を行っています。事故等が生じないよう努力していますが、それでも事故リスクはゼロにはならないことがあります。

12. 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）に

よる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者：高永 早苗
-------------	-----------

13. ハラスメントの防止について

(1) 基本方針

当事業所は誰であっても「ハラスメント」を受けることがない、「ハラスメント」の無い職場の実現を目指しています。

(2) ハラスメントの意味

介護サービスの提供、利用の場面で、①暴力、暴言、不当な要求、その他、相手に著しく迷惑をかける言動、または相手方に不快感を与える性的な言動（セクシャルハラスメント）を意味します。

(3) 職員に対する教育および指導

職員に対して、利用者または家族に対して「ハラスメント」を行うことがないように研修、指導を行います。

(4) 苦情または相談

職員から「ハラスメント」を受けた場合は、苦情相談窓口にご相談、または苦情をお申し出ください。

(5) 利用者またはその家族による「ハラスメント」の禁止

介護サービスの提供を困難にしますから、職員に対する「ハラスメント」は行わないでください。

14. 感染対策について

確定診断が出る前の発熱などの感染症状がある場合、職員が利用者にマスクの着用など感染対策を求め、介護サービス内容の変更を求めることがあります。また、介護サービスを継続するため、職員が感染防具を付けさせていただくことがあります。

感染防止対策が困難な感染症である場合、本人、居宅介護支援事業所の同意のもと、介護サービスの中止をさせていただくことがあります。その場合、入院などの適切な医療サービスの利用について協力いたします。

感染症状のある場合、居宅介護支援事業所、ご家族様等へ連絡させていただくことがあります。

職員の健康管理には最大の注意を払っており、日々の体調管理、報告、感染防具の備蓄、教育研修等の体制を整えております。

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等は完全に予防できるものになっておらず、誰がいつ感染するか予測できません。職員、利用者および家族の感染症が発生した場合でも、相互に賠償の責任は負わないものとします。

15. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 当法人の消防訓練実施計画に従って対応する。
- ・ 防災設備 消火器、自動火災通報装置、火災通報専用電話機
避難誘導灯、連結送水管（スプリンクラー用）
- ・ 防災訓練 年2回実施
- ・ 防火責任者 管理責任者 高永 早苗

16. サービス内容に関する相談、苦情について

(1) 当センターのサービス内容相談・苦情担当

担当 管理者 高永 早苗 電話 0748-76-3091

(受付時間月～土 8:30～17:30) ご不明な点は何でもお尋ねください。

(2) その他

当センター以外に、市等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

甲賀市健康福祉部長寿福祉課 滋賀県甲賀市水口町水口6053

電話 0748-69-2165 FAX 0748-63-4085

滋賀県国民健康保険団体連合会 滋賀県大津市中央4丁目5番9号

電話 077-510-6605 FAX 077-510-6606

17. 運営推進会議の設置及び第三者評価について

当事業所では、地域密着型通所介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての自己評価及び外部評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構 成：ご本人、ご本人のご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、
地域密着型通所介護について知見を有する者、事業所の職員等

開 催：概ね6か月に1回以上開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

* 最新の第三者評価の実施状況について 無

18. サービスの利用に当たっての留意事項

- ※1 発熱、下痢、嘔吐などの症状や体調不良がある場合、サービス提供をお断り、もしくは中止する場合があります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。尚、ご利用日当日、お身体の様子をお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。
- ※2 所持金品は、自己の責任で管理をお願いいたします。紛失等のトラブルには、当事業所は責任を負いかねます尚、外出行事や喫茶など、金銭の持参が必要なときは、配布物等で事前にお知らせいたします。
- ※3 故意に他の利用者への迷惑・危険行為を行った場合は、事業所は責任を負いかねる場合があります。
- ※4 持ち物にはすべてお名前の記入を必ずお願いいたします。
- ※5 サービス利用の際は、介護保険被保険者証、健康診断書をご提示ください。
- ※6 他のお客様に対する宗教活動、政治活動はご遠慮願います。
- ※7 決められた場所以外での喫煙はご遠慮願います。
- ※8 事業所内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ※9 お迎えの際には、すぐに乗車できますよう、身支度等を終えて所定の場所でお待ちください。

※ 1 0 交通事情により、送迎時間が多少前後することがありますのでご了承ください。

※ 1 1 入院、入所等の際は、必ずご連絡をお願いします。

年 月 日

本人に対して本書面にもとづき重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 湖南省菩提寺 3 2 7 番地 4

氏 名 社会福祉法人 近江ちいろば会

理事長 森口 茂

事業所

所在地 甲賀市水口町本丸 2 番 5 4 号

名 称 デイサービスセンター みなくち みんなの家

説明者 氏名

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けました。

(本人)

住所

氏名

(本人代理人)

住所

氏名

(身元引受人)

住所

氏名

